

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 条例の位置付け
- 第3条 定義
- 第4条 まちづくりの基本原則

第2章 情報の共有

- 第5条 市政に関する情報の共有
- 第6条 情報公開
- 第7条 個人情報の保護
- 第8条 説明責任・応答責任

第3章 参加

- 第9条 市民の権利
- 第10条 市民の役割
- 第11条 市政への参加の機会の保障
- 第12条 住民投票
- 第13条 男女共同参画
- 第14条 子どもの参加の機会の保障

第4章 地域におけるまちづくり

- 第15条 まちづくりと地域コミュニティ
- 第16条 地域コミュニティの支援及び育成
- 第17条 地域まちづくり協議会

第5章 協働

- 第18条 協働によるまちづくり

第6章 議会運営の基本原則

- 第19条 議会の役割と責務
- 第20条 議員の役割と責務
- 第21条 議会に関する基本的事項

第7章 行政運営の基本原則

- 第22条 市長の役割と責務
- 第23条 市長以外の執行機関の役割と責務
- 第24条 職員の役割と責務
- 第25条 総合計画等
- 第26条 財政運営
- 第27条 政策法務
- 第28条 行政評価
- 第29条 監査
- 第30条 行政手続
- 第31条 危機管理
- 第32条 国等との連携

第8章 実効性の確保

- 第33条 条例の見直し

